

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定による令和 2 年度定例監査を、小松市監査基準に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和 2 年 10 月 14 日

小松市監査委員 小 栗 厳

小松市監査委員 表 靖 二

定 例 監 査 結 果 報 告 書

- 1 監査対象部署 総合政策部 財政課
- 2 監査実施日 令和2年7月22日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 令和元年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 厳
監査委員 表 靖二

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料，関係する管理資料，申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め，事務局職員により，その内容の閲覧，帳簿突合，質問等の予備監査を行った。

また，監査当日は，総合政策部長ほか関係職員の同席の下，所属長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに，質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が，関係法令に基づき適正かつ効率的，合理的に行われているかを主眼として，監査を実施した。

監査の主な着眼点は，次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは適正に行われているか。
- (6) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

8 監査の結果

予算執行状況，財産の管理状況，事務事業の管理状況，安全対策及び前回指摘事項の項目については，おおむね良好に執行がなされているものと認められた。事務処理上にわたる注意事項については，監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

定 例 監 査 結 果 報 告 書

- 1 監査対象部署 上下水道局 料金業務課，上下水道建設課，上下水道管理課
- 2 監 査 実 施 日 令和2年7月22日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監 査 の 範 囲 令和元年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
(対象とする会計：水道事業会計，下水道事業会計，一般会計)
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 厳
監査委員 表 靖二

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料，関係する管理資料，申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め，事務局職員により，その内容の閲覧，帳簿突合，質問等の予備監査を行った。

また，監査当日は，上下水道管理局长ほか関係職員の同席の下，所属長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに，質疑を交わした。

なお，下水道事業会計の定例監査において，地方自治法第199条第8項の規定により学識経験者として，北陸税理士会小松支部所属税理士を選任し，予備監査を依頼した。その調査結果及び意見を聴き，これを監査の参考とした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が，関係法令に基づき適正かつ効率的，合理的に行われているかを主眼として，監査を実施した。

監査の主な着眼点は，次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いが適正に行われているか。
- (6) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

8 監査の結果

予算執行状況，財産の管理状況，事務事業の管理状況，安全対策及び前回指摘事項の項目については，おおむね良好に執行がなされているものと認められた。事務処理上にわたる注意事項については，監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

9 監査の結果に添える意見

＜下水道事業＞

鶴ヶ島町町内会への負担金は，昭和48年の公共下水道終末処理場建設事業に伴う財産等の買収についての協定によるものである。現在は，平成26年11月に締結した覚書に基づき支払っているが，覚書の期限が到来する令和5年には，当初の協定締結から50年となる。半世紀に及ぶ年数が経過することを踏まえ，今後の負担金の交付のあり方について再考されたい。

定 例 監 査 結 果 報 告 書

- 1 監査対象部署 小松市民病院
- 2 監 査 実 施 日 令和2年7月22日
- 3 監査実施場所 小松市民病院会議室
- 4 監 査 の 範 囲 令和元年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 小栗 厳
監査委員 表 靖二

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料，関係する管理資料，申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め，事務局職員により，その内容の閲覧，帳簿突合，質問等の予備監査を行った。

また，監査当日は，病院長，管理局長ほか関係職員の同席の下，所属長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに，質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が，関係法令に基づき適正かつ効率的，合理的に行われているかを主眼として，監査を実施した。

監査の主な着眼点は，次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは適正に行われているか。
- (6) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

8 監査の結果

予算執行状況，財産の管理状況，事務事業の管理状況，安全対策及び前回指摘事項の項目については，おおむね良好に執行がなされているものと認められた。事務処理上にわたる注意事項については，監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。